

単品スライドの運用手順（増額の場合）

期限等	手続き項目	様式	備考
7 日 以 内	① 請求日		
	<ul style="list-style-type: none"> ・単品スライドを請求する工事について、請負代金額の変更を請求 ●適用される工事 ・残工期が2か月以上ある工事 ・鋼材類、燃料油又はその他原材料の変動額が請負代金額の100分の1以上変化していると予想される工事 	第1号	受注者→発注者
	② 協議開始日の通知		
	<ul style="list-style-type: none"> ・協議開始日と必要な提出書類について指示 協議開始日は、請求日から14日後の日とする ●必要書類 ・様式第3号 ・対象材料集計表 ・対象材料の請求書、納品書等の対象材料を購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、購入日等の確認ができる資料 ・実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料 	第2号	発注者→受注者
14 日	③ 協議		
	<ul style="list-style-type: none"> ・協議のための必要書類を提出 ・必要書類の審査及び単品スライド額の算定 ア 協議額を承諾する場合 承諾書を提出し、受注者の協議額を単品スライド増額分として契約変更を行う (スライド請求前に、確定数量に基づく変更契約が実施されている場合において、本処理を行う可能性がある) イ 請負代金額変更に応じられない場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める ウ 協議額を修正提示する場合 書面により協議し、承諾書の提出を求める 	第3号	受注者→発注者 発注者
	④ 契約変更		
	<ul style="list-style-type: none"> ●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない(協議が調わない)場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知し、契約変更を行う。 	第4号	発注者→受注者
14 日 以 内	④ 契約変更		
	<ul style="list-style-type: none"> ●受注者が、スライド額を承諾する場合 ・承諾書を提出 ●受注者が、スライド額を承諾しない場合 ・協議開始日から14日以内に承諾が得られない(協議が調わない)場合、スライド額を発注者が定め、受注者に通知し、契約変更を行う。 	第7号	受注者→発注者
		第8号	発注者→受注者

○出来形部分確認時の取扱い（出来形部分確認検査）

期限等	手続き項目	様式	備考
	出来形部分確認申請	第9号	受注者→発注者
	出来形部分確認時に単品スライド適用の請求対象としたい場合に申請		
	出来形部分確認通知	第10号	発注者→受注者
	出来形部分等についても単品スライドの対象とすることができる旨を通知		
	→		上記①請求日へ